

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けられる場合
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※減額対象にならない場合がありますので、詳しくは健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

●低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

■支給対象（次の①～③のいずれかに該当する方）

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方、令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方
 - ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
 - ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方
- ※上記②または③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

■支給内容 対象児童1人あたり5万円（県より支給）

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

各届出は期間内に忘れずに提出してね



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月10日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出してください。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届の提出が必要になります。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容 今年度の支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます。

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 44,140 円	月額 10,410 ～ 44,130 円
2人目	10,420 円を加算	5,210 ～ 10,410 円を加算
3人目以降 (一人につき)	6,250 円を加算	3,130 ～ 6,240 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

■支給内容（4月、8月、11月の3期に分けて支給します。）

障害等級	1級	2級
手当月額	53,700円	35,760円

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

白鷹町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を支給します。

- **給付金の支給額**：1世帯あたり3万円
- **給付金の支給時期**：町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。
- **支給の対象となる世帯、手続き方法**：世帯の状況により、手続き方法が異なりますが、該当すると思われる世帯には、案内を順次お送りします。

世帯の区分	対象となる世帯、手続き方法
「確認書」が届く世帯	<p>対象）令和5年6月15日において白鷹町に住民登録（住民票）があり、世帯全員の令和5年度市町村民税均等割が非課税の世帯。</p> <p>手続き）該当すると思われる世帯の世帯主あてに、7月初旬より「確認書」をお送りしています。必要事項を記入し、<u>同封の返信用封筒で返送してください</u>。8月初旬（予定）より、順次振り込みます。</p>
「申請書」の提出が必要な世帯	<p>対象）・世帯全員の令和5年度市町村民税均等割が非課税の世帯 ・世帯の中に令和5年1月2日以降に町外から転入した方や、未申告の方がいる世帯 ・令和5年4月以降、他市町村において価格高騰支援に基づく給付金等の支給を受けた方がいない世帯</p> <p>手続き）該当する可能性がある世帯には、「申請書」をお送りします。必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、<u>同封の返信用封筒で返送してください</u>。確認後、順次振り込みます。</p>

- **確認書・申請書の受付期間** 令和5年12月14日（木）まで（必着）

● **その他**

- ・DVを理由に避難している方で、給付金を受け取ることができる場合がありますので、お問い合わせください。
- ・確認書や申請書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をして給付金を受給した場合は詐欺罪に問われることがあります。
- ・この給付金は差押禁止等および非課税の対象となります。

【注意！！】 給付金に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

～ひとり親世帯でない方へ～

1. 支給対象者

下記の①～③に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方（前回のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分の支給対象であった方）
- ②児童手当を受給し、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の方
- ③令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）であって、基準日（令和5年1月1日）以降の収入が急変し、市町村民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童一人あたり 一律5万円

3. 申請手続き

■支給対象者①および②の方：（令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方及び児童手当を受給し令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の方）

→申請は不要です。

町からお知らせ（個別通知）を送付します。その後、令和4年度給付金支給口座または児童手当口座等に支給します。受給拒否される方は受給拒否届出書を提出してください。

◆支給対象者③の方：（家計急変者等）

→申請が必要です。

申請書の様式は健康福祉課子育て支援係にありますので、不明な点はお問い合わせください。

※詳しくは町ホームページでもお知らせいたします。

【問い合わせ】 健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212